

次回期日 平成31年 月 日
事件番号 平成31年(ワ)第 号 契約条項使用差止等請求事件
原 告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
被 告 中和石油株式会社

証 拠 物 写

甲第1号証ないし甲第6号証の2

上記原本により正写いたしました

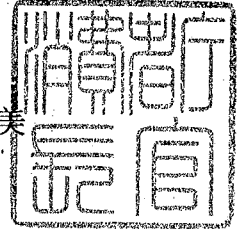
弁護士 谷 地 和 憲



消制度第 39 号
平成 31 年 2 月 21 日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

消費者庁長官 岡村 和美



適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)

貴法人から平成 30 年 12 月 14 日付けでされた消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号) 第 17 条第 3 項の申請については、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同条第 6 項の規定により準用する同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
- 2 適格消費者団体の住所
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
- 3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西十二丁目 1 番 55
- 4 認定の有効期間の更新をした日
平成 31 年 2 月 20 日
(更新後の認定の有効期間は、平成 37 年 2 月 24 日まで)

以上

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、
2. 当社はこの約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとし、

第2章 予約

(予約の申込み)

- 第2条 借受人はレンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行なうことができます。
2. 当社は借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとし、この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとし、

(予約の変更)

- 第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとし、

(予約の取消し等)

- 第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消す事ができます。
2. 借受人が借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったとは、予約が取り消されたものとし、
3. 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、
4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったと定めるところにより違約金を支払うものとし、
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にも

よらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたもの
とします。

(代替レンタカー)

第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができな
いときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいまの
貸渡しを申し入れることができるものとします。

2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の
借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が
予約された車種クラスの貸渡金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料
金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料より低くなるときは、当該代替レン
タカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すこと
ができるものとします。
4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべ
き事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、別に定めるところに
より違約金を支払うものとします。
5. 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰
さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱うものとします。

(免責)

第6条 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことにつ
いては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとしま
す。

(予約業務の代行)

第7条 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代
行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行なった借受人は、その代行業者に対してのみ予約
の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡し

(貸渡契約の締結)

第8条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等によ
り貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことがで
きるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項
各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うも

のとします。

3. 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記入し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

（貸渡契約の締結の拒絶）

第9条 借受人は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- （1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - （2）酒気を帯びているとみとめられるとき。
 - （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - （4）チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
 - （5）暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - （6）当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- （1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - （2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。

- (3) 過去の貸渡しにおいて、第 17 条各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第 18 条第 6 項又は第 23 条第 1 項に掲げる事実があったとき。
- (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3. 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱います。

（貸渡契約の成立等）

第 10 条 貸渡約款は借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人レンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2. 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行なうものとします。

（貸渡料金）

第 11 条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 特別装備料
- (3) 乗り捨て料金
- (4) 燃料代
- (5) 配車引取料
- (6) その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が北海道運輸局札幌運輸支局長（以下、第 14 条第 1 項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

3. 第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

（借受条件の変更）

第 12 条 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しない事があります。

（点検整備及び確認）

第 13 条 当社は、道路運送車両法第 48 条「定期点検整備」に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2 「日常点検整備」に定める点検をし、必要な整

備を実施するものとします。

3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること、並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がない事その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

- 第14条 当社は、レンタカーを引き渡したときには、北海道運輸局札幌運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用し、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
 3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
 4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

(管理責任)

- 第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管・管理するものとします。

(日常点検整備)

- 第16条 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)

- 第17条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的にしようすること。
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得たもの以外の者に運転させること。
 - (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタカーの自家用登録番号標又は車両番号標を偽造又は変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること及び、社内でペットをゲージから出すこと。
- (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

- 第18条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
 3. 当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行なうものとします。また当社は、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署に出頭し、違反者として法律上の措置に従う事を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
 4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
 5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の住所、氏名、電話番号、生年月日、運転免許証番号等の取得した個人情報を利用して法的措置を取るものとします。
 7. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車にかかる反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受ける事ができるものとします。
 8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する法的措置をとらず、又は既に着手した法的措置を取り下げするものとします。
 9. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払を受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

第5章 返 還

(返還責任)

- 第19条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
 3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還する事ができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡をし、当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認等)

- 第20条 借受人又は運転者は、当社立会いの下にレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還す

るものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金)

- 第21条 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所等)

- 第22条 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300（不返還となった場合の措置）

- 第23条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由より不返還となったと認められるときは、既に取得した個人情報を開示して探索・調査又は刑事告訴を行なう等の法的措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するために借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動を含む必要な措置を採るものとします。
 3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

- 第24条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

- 第25条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置を取るものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行なう場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行なうこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
 3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行なうとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

第26条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第27条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したのとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人又は運転者は、本状に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本状に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

(賠償及び営業補償)

第28条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

(保険及び補償)

第29条 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害賠償保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償

1名につき 無制限

(2) 対物補償

1事故につき 無制限 (免責額5万円)

(3) 車両補償

1事故につき 時価まで (免責額5万円)

(4) 搭乗者補償

1名につき 死亡 5百万円

基準価格 10万円

後遺障害 程度により5百万円を限度とする。

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を貸渡料に返還しないものとします。

(同意解約)

第31条 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て事項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第32条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。;
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行なうため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 第18条第6項における法的措置、及び第23条第1～2号における法的措置の手関して利用するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行ないます。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第33条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が利用されることに同意するも

のとします。

- (1) 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第 18 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払がない場合
- (3) 第 2 3 条第 1 項に規定する不返還があったと認められる場合
- (4) 法的措置着手のため必要と認められる場合

第 10 章 雑則

(相殺)

第 3 4 条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務をいつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

第 3 5 条 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税も含む）を当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第 3 6 条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(細則)

第 3 7 条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に啓示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所)

第 3 8 条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本契約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

申 入 書

平成30年8月2日

札幌市中央区南4条西9丁目1008番地
中和石油株式会社
代表取締役 杉 澤 謙次郎 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク北海道
理事長 松 久 三四



〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人は、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じた消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、当法人のホームページ <http://www.e-hocnet.info/index.html> をご参照下さい）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは、平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行う「適格消費者団体」としても活動しています。

現在、当法人では、消費者被害の相談について、情報提供やアンケートなど多方面からの情報収集を行っており、入手した契約書等に消費者契約法の規定する不当な条項が含まれていないかどうかなどを検討しています。

この度、レンタカー貸渡約款に関する情報が寄せられ、当法人として各レンタカー事業者の貸渡約款を検討しましたところ、貴社が使用されている「レンタカー貸渡約款」及び「レンタル規約」にいくつかの問題点があるとの結論に達しましたので、貴社に対し、以下のとおり申し入れます。

なお、本申入れと同時に、一般社団法人全国レンタカー協会に対しても、同協会が制定している標準レンタカー貸渡約款の問題点について、同趣旨の申入れを行っておりますことを申し添えます。

第1 申入の趣旨

貴社が使用されている「レンタカー貸渡約款」（以下単に「約款」といいます。）及び「レンタル規約」（以下単に「規約」といいます。）のうち、「第2 申入の理由」の2項に記載の各条項は、消費者契約法第8条、第9条又は第10条に照らし、不当な条項であると考えます。

よって、貴社に対し、当該各条項の使用中止又は修正を申し入れます。

第2 申入の理由

1 消費者契約法について

平成13年（2001年）4月1日に消費者契約法が施行されました。同法は、第8条から第10条において、消費者にとって不当な条項を無効とすることを規定しています。

特に、第10条は、信義則に反し消費者に一方的に不利益な条項を無効とする一般条項です。

レンタカー業者は当然ながら事業者であり、消費者がレンタカーを借り受ける場合、その貸渡契約には消費者契約法の適用があり、約款の各条項は消費者契約法に照らして不当であってはなりません。

そして、この不当であるか否かの判断は、消費者にとって理解しやすいかという透明性及び消費者にとって納得のできる合理性があるかとの観点からなされるべきです。

このような観点からしますと、以下の各条項は消費者契約法が定める不当な条項であり、使用を中止するか、又は修正すべきであると考えます。

2 使用中止・修正を要する条項

(1) 「運転者」に関する定めについて

約款全般にわたり、契約当事者ではない「運転者」が約款上の様々な義務を負う旨が定められています。

しかし、言うまでもなく、約款上（契約上）の債務を負うのは、契約内容に合意した契約当事者に限られます。契約当事者ではない者は、約款上の債務を負いません。

この点、レンタカー貸渡約款の性質上、その使用にあたる「運転者」に一定の義務がある旨を規定することが必要な場面もあるとは思いますが、少なくとも次に挙げる各条項において、契約当事者ではない（契約に何ら合意していない）「運転者」に約款上の支払義務を負わせたり、その権利を制限しているかのような記載がなされていることは不適当であり、修正が必要と考えます。

- ・第18条第5項、第6項、第7項
- ・第19条第2項、第3項の第一文

- ・第21条
- ・第22条第1項、第2項
- ・第23条第3項
- ・第27条第2項、第6項
- ・第28条第1項、第2項
- ・第29条第1項、第3項、第4項
- ・第33条
- ・第34条
- ・第35条
- ・第36条

(2) 約款第18条第5項(2)、第7項にいう別な定めについて

これらの条項においては、「当社が別に定める駐車違反違約金」、「当社が別に定める額の駐車違反金」と記載されていますが、貴社がホームページ上に掲載されている約款等の公開情報からは、当該別な定めを確認することはできませんでした。別な定めが存在しているのであれば、その内容及び消費者に対する表示方法をご教示ください。他方、別な定めが存在していないのであれば、これらの条項は削除又は修正すべきであると考えます。

(3) 約款第19条第2項について

本条項は、借受人がレンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所に返還しない場合、レンタカー会社に与えた一切の損害を賠償する旨を定めるものです。

しかし、民法上、債務不履行の場合に債務者が賠償すべき損害の範囲は、現実に生じた損害のうち、当該債務不履行により通常生ずべき損害である「通常損害」を原則とし、債務者において特別の事情を予見し得た場合のみ、その特別の事情により生じた「特別損害」をも対象とすると解されています。

ところが、本条項では、債務者である借受人は、レンタカー会社に与えた「一切」の損害を賠償する責任を負うことになり、債務者である借受人において特別の事情を予見し得たか否かにかかわらず、特別損害についても賠償する責任を負わせるものと理解されます。これは、民法上の定めよりも、債務者たる消費者の義務を加重するものです。

したがって、借受人が期限内にレンタカーを返還しない場合、レンタカー会社に与えた一切の損害を賠償すると定める本条項は、借受人たる消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(4) 約款第20条第2項について

本条項は、借受人がレンタカーを返還した後は、レンタカー会社は

遺留品について保管の責を負わない旨を定めるものです。これは、レンタカー会社において遺留品を即時に処分可能であると定めているものと理解されます。

しかし、民法上、遺留品（遺失物）といえども第三者が他人物を勝手に処分することは許されません。レンタカー会社が勝手に他人物を処分することは許されないものです。本条項の定めは、かかる民法の原則を排斥するもので、換言すれば、消費者たる借受人にあらかじめ包括的に動産の所有権を放棄させるに等しく、著しく不当なものです。

したがって、借受人がレンタカーを返還した後、レンタカー会社は車内の遺留品について保管の責を負わないとする本条項は、借受人たる消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(5) 約款第22条第2項について

本条項は、借受人がレンタカー会社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」を支払う旨を定めています（なお、以下では、「300」との記載を「300%」の趣旨であると理解して申入れの理由を述べますが、仮に文字通り「300倍」の趣旨であれば、以下に述べる理由が一層よく当てはまることとなります。）。

これを消費者契約法に基づき検討しますと、まず、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したことにより、貸渡契約を正規に終了することなく解除したことに伴う損害賠償の額の予定し、又は違約金を定める条項であるとした場合、同法第9条第1号にいう、消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金を定める条項であって「当該事業者が生じる平均的な損害の額を超えるもの」に該当するかが問題となります。そして、この場合に、「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の300%にも及ぶ平均的な損害がレンタカー会社たる貴社に発生するとは考えられません。

したがって、借受人がレンタカー会社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」%を支払うとする本条項は、貴社に生じる平均的な損害の額を超える部分について同法第9条第1号に抵触し、無効と考えます。

また、本条項が同法第9条第1号の適用場面ではないとした場合でも、先に述べましたとおり、民法第416条により、債務の不履行に対する損害賠償の範囲は、原則として「通常生ずべき損害」とされ、当事者が予見可能であった場合にのみ「特別の事情によって生じた損害」が含まれるに過ぎません。「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の300%もの金額が、「通常生ずべき損害」にあたる

は考えられませんし、仮に「特別の事情によって生じた損害」になるとしても、その請求には当該消費者において予見可能であったことが要件となります。

したがって、借受人がレンタカー会社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」%を支払うとする本条項は、借受人たる消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(6) 約款第27条第6項について

本条項は、レンタカーの故障などが貸渡前に存した瑕疵による場合で、借受人が代替レンタカーの提供を受けないときは、受領済みの貸渡料金の返還以外は一切損害の賠償をしない旨を定めるものです。

本条項によると、例えば、レンタカーの故障が事業者たるレンタカー会社の故意又は重過失により生じた瑕疵による場合でも、借受人はすでに支払い済みの貸渡料金の返還を受けることができるにとどまり（同条第4項）、被った損害の全額の賠償を受けることはできないこととなります。すなわち、事業者たるレンタカー会社の故意又は重過失により生じたレンタカーの故障により被った借受人の損害を賠償する責任を一部免責する定めとなっています。

このように、事業者に故意又は重過失がある場合であっても、借受人たる消費者がそれによって被った損害の一部についてしか賠償の請求を行えないとする本条項は、消費者契約法第8条第1項第2号に抵触し、無効と考えます。

(7) 約款第28条第1項について

本条項は、借受人に対し、レンタカーの使用中に第三者又はレンタカー会社に損害を与えたときは、レンタカー会社の責めに帰すべき事由による場合を除いて賠償する責任を負わせる旨を定めるものです。これは、レンタカー会社に責任がある場合以外、すべて借受人の責任とするもので、借受人に無過失責任を負わせるものと理解されます。

例えば、借受人がレンタカーを運転中、先行する車両や対向車からの飛び石によりレンタカーが損傷した場合や、借受人に故意・過失がない盗難の場合であっても、本条項によれば、借受人は損害賠償の責任を負うものと考えられます。

しかし、民法上、借受人が賠償責任を負うためには、借受人に故意・過失のあることが必要です。

ところが、本条項では、借受人の故意・過失の有無を全く問題にしておらず、民法上の定めよりも、借受人たる消費者の義務を著しく加重するものとなっています。

したがって、借受人の故意・過失を問わず、借受人にレンタカーの

使用中に生じた損害の賠償義務を負わせる本条項は、借受人たる消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(8) 約款第28条第2項について

本条項は、借受人が使用中の事故又は盗難によってレンタカー会社がレンタカーを使用できないことによる損害について、借受人に賠償する責任を負わせる旨を定めるものです。これは、借受人に帰責性がない事故や盗難についても借受人に損害賠償責任を負わせるもので、借受人に無過失責任を負わせるものと理解されます。

しかし、民法上、借受人が損害賠償責任を負うためには、借受人に故意・過失が必要です。

ところが、本条項では、借受人の具体的な管理方法を前提とした故意・過失の有無を全く問題にしておらず、民法上の定めよりも、借受人たる消費者の義務を著しく加重するものです。

したがって、借受人の故意・過失を問わず、借受人にレンタカー使用中の事故又は盗難によって生じた損害の賠償義務を負わせる本条項は、借受人たる消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(9) 約款第30条について

本条項は、借受人がレンタカーの使用中に約款に違反したときや約款第9条第1項各号のいずれかに該当することとなって、レンタカー会社から貸渡契約を解除された場合、レンタカー会社は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しない旨を定めるものです。

しかし、貸渡契約が解除された場合に、レンタカー会社が受領している貸渡料金のうち当該レンタカーが返還された後の期間分に相当する分は、民法第545条の原状回復義務により返還されるべきものであり、とりわけ借受人が長期間の貸渡契約を行い、その貸渡料金を支払っていて、契約解除時の未経過期間分が大きい場合などは、借受人の不利益が大きいといえます。他方、契約解除によりレンタカー会社に損害が発生する場合は、借受人の違反行為による損害の賠償請求によって対処可能と考えられます。

したがって、レンタカー会社から貸渡契約を解除された場合、レンタカー会社は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しないとする本条項は、借受人たる消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

(10) 規約について

ア 「◎免責保障制度」の項に、「※自損事故の場合は、免責補償制度

ご加入であっても車輻補償免責額の5万円は、お客様負担となります。●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走行中の飛石等によるガラスの破損。駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輻・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輻に損傷が発生した場合」との条項があり、また、「◎休業補償」の項に、「※貸渡中の車輻管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輻修理代等はおお客様にご負担いただきます」との条項があり、さらに、「◎ご出発前に」の項に、「出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます」との条項があります。

しかし、民法上、借受人が損害賠償責任を負うためには、借受人に故意・過失が必要です。

ところが、これらの条項では、不可抗力・無過失であっても借受人の故意・過失の有無を全く問題にすることなく責任を負わせる規定となっており、民法上の定めよりも、借受人たる消費者の義務を著しく加重するものです。タイヤのパンクも経年劣化など借受人に責任がない場合もありますが、すべて借受人の責任であるという規定になっています。

したがって、借受人の具体的な管理方法や利用状況などを前提とした故意・過失を問わず、借受人にレンタカー使用中の事故や破損又は盗難によって生じた損害の賠償義務を負わせるこれらの条項は、借受人たる消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に抵触し、無効と考えます。

イ 「◎ご出発前に」の項に、「当社は車輻整備には万全を期しておりますが、車輻整備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）などに不具合が生じる場合があります。その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください」との条項があります。

しかし、車輻装備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）を含めて貸渡契約が締結され（ナビについては、オプション装備として日額220円の別料金が生じることが明記されています。）、それらに不具合が生じた場合、貴社に債務不履行が生じます。

したがって、この条項は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項として、消費者契約法8条第1項第1号に抵触し、無効であると考えます。

第3 ご回答について

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、平成3

0年9月14日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上

〒064-0804

札幌市中央区南4条西9丁目1008番地

中和石油株式会社

代表取締役 杉 澤 謙次郎 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

電 話011-221-5884

FAX011-221-5887

差 止 請 求 書

当法人は、消費者契約法第13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社がレンタカー事業(ちょいのりレンタカー)で使用している「レンタカー貸渡約款」及び「同意書 レンタル規約」を検討した結果、消費者契約法その他の法律に照らし不当と思われる条項があると判断したため、貴社に送付した平成30年8月2日付け申入書において、当該条項の使用の中止又は修正を申し入れるとともに、同年9月14日までに貴社の対応等をご回答いただくよう要請いたしましたが、ご回答いただけませんでした。

そのため、当法人は、貴社に対して、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり請求いたします。本書面が貴社に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、貴社を被告として、本請求にかかる訴えを提起することができます。

本請求に対する貴社のご対応につきまして、本書面が貴社に到達した後1週間以内に当法人宛てに書面にてご回答くださるようお願いいたします。

なお、本請求に対する貴社からの回答の有無及び回答内容は、当法人の活動目的のため公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

- 1 貴社（以下、「被告」という。）は、消費者との間で、レンタカー貸渡契約を締結するに際し、後記契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、後記契約条項目録記載の条項を含む契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員に対し、被告が後記契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾を行うための事務を行わないことを指示せよ。

第3 紛争の要点

1 当事者

- (1) 当法人（以下、「原告」という。）は、消費者契約法第13条の定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。
- (2) 被告は、ガソリンスタンドの経営やレンタカー事業などを目的とする株式会社であり、同事業において「レンタカー貸渡約款」（以下、単に「約款」という。）及び「同意書 レンタル規約」（以下、単に「規約」という。）を使用している。

2 約款第19条第2項について

- (1) 本条項は、消費者であるレンタカーの借受人（以下、単に「借受人」という。）が、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所に返還しない場合、被告に与えた一切の損害を賠償する旨を定めている。
- (2) 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。理由の詳細は、別に送付する差止請求書（詳細版）に記載したとおりである（以下の各条項についても同じ。）。

3 約款第20条第2項について

- (1) 本条項は、借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品について保管の責を負わない旨を定めている。借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品を自由に処分できる旨を定めているものと解される。
- (2) 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

4 約款第22条第2項について

- (1) 本条項は、借受人が被告の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」を支払う旨を定めている。
- (2) 本条項は、被告に生じる平均的な損害の額を超える部分について、消費者契約法第9条第1号により無効である。
- (3) 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

5 約款第27条第6項について

(1) 本条項は、レンタカーの故障の原因が貸渡前から存した瑕疵による場合で、借受人が代替レンタカーの提供を受けないときは、被告は、受領済みの貸渡料金の返還以外は一切損害の賠償をしない旨を定めるものである。

(2) 本条項は、消費者契約法第8条第1項第2号に該当し、無効である。

6 約款第28条第1項及び第2項について

(1) 条項の内容

同条第1項は、借受人が、レンタカーの使用中に第三者又は被告に損害を与えたときは、被告の責めに帰すべき事由による場合を除いて賠償する責任を負わせる旨を定めている。

同条第2項は、借受人がレンタカーを使用中の事故又は盗難によって被告がレンタカーを使用できないことによる損害について、故意や過失を問わず、借受人に賠償する責任を負わせる旨を定めている。

これらの条項は、被告に責任がある場合以外、すべて借受人に責任を負わせるもの、つまり、借受人に無過失責任を負わせるものと理解される。例えば、借受人がレンタカーを運転中、対向車等からの飛び石によりレンタカーが損傷した場合や、借受人に故意及び過失がない盗難の場合であっても、本条項によれば、借受人は被告に対して損害賠償の責任を負うものと考えられる。

(2) 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

7 約款第30条について

(1) 条項の内容

借受人がレンタカーの使用中に約款に違反したときや約款第9条第1項各号のいずれかに該当することとなって、被告から貸渡契約を解除された場合、被告は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しない旨を定めている。

(2) 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

8 規約について

(1) 借受人の損害賠償責任に関する条項

ア 「◎免責保障制度」の項に「※自損事故の場合は、免責補償制度ご加入であっても車輛補償免責額の5万円は、お客様負担となります。●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走行中の飛石等によるガラスの破損。駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輛・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輛に損傷が発生した場合」、 「◎休業補償」の項に「※貸渡中の車輛管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輛修理代等はお客様にご負担いただきます」、 「◎ご出発前に」の項に「出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます」との各条項がある。

イ 本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

(2) 事業者の損害賠償責任に関する条項

ア 「◎ご出発前に」の項に「当社は車輛整備には万全を期しておりますが、車輛整備品（ラジオ・C・D・ナビ・ETC）などに不具合が生じる場合があります。その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください」との条項がある。

イ 本条項は、消費者契約法第8条第1項第1号に該当し、無効である。

9 消費者契約法に違反する意思表示を行っていること

(1) 被告は、現時点においても、後記契約条項目録記載の各条項を含む約款及び規約を使用しており、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で、消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある。

(2) したがって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の要旨記載のとおり請求する。

契約条項目録

(レンタカー貸渡約款)

(返還責任)

第19条

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

(返還時の確認等)

第20条

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(返還場所等)

第22条

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300（不返還となった場合の措置）

(使用不能による貸渡契約の終了)

第27条

6. 借受人又は運転者は、本状に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本状に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

（賠償及び営業補償）

第28条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

（貸渡契約の解除）

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡約款を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を貸渡料金を返還しないものとします。

（同意書 レンタル規約）

◎免責保障制度

※自損事故の場合は、免責補償制度ご加入であっても車輛補償免責額の5万円は、お客様負担となります。

●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走行中の飛石等によるガラスの破損。

駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輛・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。

道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輛に損傷が発生した場合。

◎休業補償

※貸渡中の車輛管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輛修理代等はおお客様にご負担いただきます。

◎ご出発前に

トラブル防止のため、ご出発前には必ず当社スタッフと車輛のキズ確認及び車輛の操作方法等を確認してください。

当社は車輛整備には万全を期しておりますが、車輛装備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）などに不具合が生じる場合があります。

その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください。

ご出発後の車輛の故障等につきましては、貸渡約款第6章、第27条を準用するものとします。

出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます。

以上

（付記）

差出人 〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル4階
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦

受取人 〒064-0804
北海道札幌市中央区南4条西9丁目1008番地

中和石油株式会社

代表取締役 杉澤 謙次郎 殿

郵便認証司

31. 1. 31

この郵便物は平成31年 1月31日
第12470224572号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2019013111002200100000号

5 / 5頁

新 東 京

31. 1. 31

8 -12



契 31.2.1 12-18 印

郵便物等配達証明書

| | |
|---|-------------------------------|
| 受取人の 氏名 | 中和石油株式会社 代表取締役 杉澤 謙次郎 様 |
| お問い合わせ 番号 | 124-70- 号 22457-2 |
| 上記の郵便物等は、31年2月1日に 配達しましたので、これを証明します。 | |
| 日本郵便株式会社 山鼻郵便局 | |

付 印
山 鼻
31.2.1
12-18

平成31年1月31日

〒064-0804

札幌市中央区南4条西9丁目1008番地

中和石油株式会社

代表取締役 杉 澤 謙次郎 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

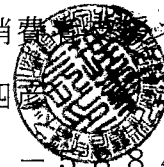
内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネット北海道

理事長 松 久 三四

電 話 011-221-5884

FAX 011-221-5887



差止請求書（詳細版）

当法人は、消費者契約法第13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社がレンタカー事業（ちょいのりレンタカー）で使用している「レンタカー貸渡約款」及び「同意書 レンタル規約」を検討した結果、消費者契約法その他の法律に照らし不当と思われる条項があると判断したため、貴社に送付した平成30年8月2日付け申入書において、当該条項の使用の中止又は修正を申し入れるとともに、同年9月14日までに貴社の対応等をご回答いただくよう要請いたしましたが、ご回答いただけませんでした。

そのため、当法人は、貴社に対して、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり請求いたします。本書面が貴社に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、貴社を被告として、本請求にかかる訴えを提起することができます。

本請求に対する貴社のご対応につきまして、本書面が貴社に到達した後1週間以内に当法人宛てに書面にてご回答くださるようお願いいたします。

なお、本請求に対する貴社からの回答の有無及び回答内容は、当法人の活動目的のため公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

- 1 貴社（以下、「被告」という。）は、消費者との間で、レンタカー貸渡契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、別紙契約条項目録記載の条項を含む契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員に対し、被告が別紙契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾を行うための事務を行わないことを指示せよ。

第3 紛争の要点

1 当事者

- (1) 当法人（以下、「原告」という。）は、消費者契約法第13条の定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。
- (2) 被告は、ガソリンスタンドの経営やレンタカー事業などを目的とする株式会社であり、同事業において「レンタカー貸渡約款」（以下、単に「約款」という。）及び「同意書 レンタル規約」（以下、単に「規約」という。）を使用している。

2 約款第19条第2項について

(1) 条項の内容

消費者であるレンタカーの借受人（以下、単に「借受人」という。）

が、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所に返還しない場合、被告に与えた一切の損害を賠償する旨を定めている。

(2) 消費者契約法第10条に該当すること

ア 消費者契約法第10条前段

民法上、債務不履行の場合に債務者が賠償すべき損害の範囲は、現実に生じた損害のうち、当該債務不履行により通常生ずべき損害（以下、「通常損害」という。）が原則であり、債務者において特別の事情を予見し得た場合のみ、その特別の事情により生じた損害（以下、「特別損害」という。）をも対象とすると解されている（民法第416条第1項及び第2項）。

本条項は、借受人が特別の事情を予見し得たか否かを問わず、借受人に対し、特別損害を含めて被告に与えた「一切」の損害を賠償する責任を負わせるものであり、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものとして、消費者契約法第10条前段に該当する。

イ 消費者契約法第10条後段

「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」とは、当該事案における一切の事情を考慮した上で、契約内容が一方当事者に不当に不利であることを、「消費者の利益を一方向的に害する」とは、消費者と事業者の間にある情報・交渉力の格差を背景として不当条項によって、消費者の法的に保護されている利益を信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害することを指す。

借受人は、通常、レンタカーの返還が遅れた場合や所定の場所とは異なる場所に返還した場合、レンタカー会社にどのような損害が生じるかを知っているわけではない。レンタカー事業について、事業者と借受人との間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、特別の事情を予見し得たか否かを問うことなく、借受人が被告に与えた一切の損害を賠償する責任を負うとすることは、借受人において予想外の負担を余儀なくされるおそれがあり、特別の事情を予見し得ない限り特別損害を賠償しなくてもよいという借受人

の利益を信義則に反する程度に侵害している。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

3 約款第20条第2項について

(1) 条項の内容

借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品について保管の責を負わない旨を定めている。借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品を自由に処分できる旨を定めているものと解される。

(2) 消費者契約法第10条に該当すること

ア 消費者契約法第10条前段

民法上、遺留品であっても、所有者の承諾を得ずに他人物を処分することは許されない。

本条項の定めは、かかる民法の原則（所有権絶対の法理）を排斥する、つまり、借受人にあらかじめ包括的に遺留品の所有権を放棄させるに等しく、民法の適用による場合に比して借受人の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

イ 消費者契約法第10条後段

借受人が、レンタカーの返還時に、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認しても見落とす可能性があり、遺留品を見落とした場合や確認を失念した場合などには、必ずしも所有権を放棄したと解することはできない。また、レンタカーの事業について、被告と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、遺留品があった場合に、被告が、借受人の承諾を要せずに遺留品を自由に処分できるとの条項は、遺留品を承諾なく処分されないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

4 約款第22条第2項について

(1) 条項の内容

借受人が被告の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」を支払う旨を定めている（以下では、「300」との記載を「300%」の趣旨であるとの理解を前提とするが、仮に文字通り「300倍」の趣旨であれば、以下に述べる理由がより一層当てはまる。）。

(2) 消費者契約法第9条第1号に該当すること

ア 本条項を、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したことにより、貸渡契約を解除したことに伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であると理解すると、消費者契約法第9条第1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」であって、「当該事業者が生じる平均的な損害の額を超えるもの」に該当するか否かが問題となる。

イ 被告に、「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の300%、つまり、回送費用の3倍にも及ぶ平均的な損害が発生するとは考えられない。

ウ 結論

よって、本条項は、被告に生じる平均的な損害の額を超える部分について、消費者契約法第9条第1号により無効である。

(3) 消費者契約法第10条に該当すること

ア また、前記のとおり、民法第416条により、債務不履行の際の損害賠償の範囲は原則として通常損害に限られ、債務者が特別の事情を予見し得た場合にのみ特別損害が含まれるに過ぎない。

イ この点、「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の3倍もの金額が通常損害にあたるとは考えられないし、仮に特別損害にあたるとしても、その請求には当該債務者において予見可能であったことが要件となる。したがって、本条項は、消費者契約法第10条前段に該当する。

また、レンタカー事業について、レンタカー事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。そのため、特別の事情を予見可能であったかどうかを問うことなく、借受人が回送費用の3倍の金額を支払うとの条項は、特別の事情を予見し得ない限り特別損害を賠償しなくてもよいという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

5 約款第27条第6項について

(1) 条項の内容

レンタカーの故障の原因が貸渡前から存した瑕疵による場合で、借受人が代替レンタカーの提供を受けないときは、被告は、受領済みの貸渡料金の返還以外は一切損害の賠償をしない旨を定めるものである。

(2) 消費者契約法第8条第1項第2号に該当すること

本条項によると、レンタカーの故障が被告の故意又は重過失により生じた場合であっても、借受人は、支払済みの貸渡料金の返還を受けることができるに過ぎず（約款第27条第4項）、借受人が被った他の損害の賠償を受けることはできない。すなわち、被告の故意又は重過失を原因として生じたレンタカーの故障により借受人に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する定めである。

(3) 結論

よって、本条項は、消費者契約法第8条第1項第2号に該当し、無効である。

6 約款第28条第1項及び第2項について

(1) 条項の内容

同条第1項は、借受人が、レンタカーの使用中に第三者又は被告に損害を与えたときは、被告の責めに帰すべき事由による場合を除いて賠償する責任を負わせる旨を定めている。

同条第2項は、借受人がレンタカーを使用中の事故又は盗難によっ

て被告がレンタカーを使用できないことによる損害について、故意や過失を問わず、借受人に賠償する責任を負わせる旨を定めている。

これらの条項は、被告に責任がある場合以外、すべて借受人に責任を負わせるもの、つまり、借受人に無過失責任を負わせるものと理解される。例えば、借受人がレンタカーを運転中、対向車等からの飛び石によりレンタカーが損傷した場合や、借受人に故意及び過失がない盗難の場合であっても、本条項によれば、借受人は被告に対して損害賠償の責任を負うものと考えられる。

(2) 消費者契約法第10条に該当すること

ア 消費者契約法第10条前段

民法上、故意又は過失がなければ、借受人は、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わない(民法第415条,第709条)。

本条項は、借受人の故意や過失の有無を全く問題にしておらず、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

イ 消費者契約法第10条後段

レンタカーの使用中であっても、借受人が第三者又は被告に与えた損害について、無過失責任を負う理由はない。また、レンタカーの事業について、事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、借受人がレンタカーの使用中に第三者又は被告に損害を与えたときは、被告の責めに帰すべき事由による場合を除いて借受人が無過失責任を負うとすることは、故意又は過失がなければ債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

7 約款第30条について

(1) 条項の内容

借受人がレンタカーの使用中に約款に違反したときや約款第9条第1項各号のいずれかに該当することとなって、被告から貸渡契約を解除された場合、被告は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しない旨を定めている。

(2) 消費者契約法第10条に該当すること

ア 消費者契約法第10条前段

貸渡契約が解除された場合、被告が受領している貸渡料金のうち、当該レンタカー返還後の期間に相当する料金は、民法第545条第1項の原状回復義務により返還されるべきものである。特に、借受人が長期間の貸渡契約を締結し、その貸渡料金の全部又は大部分を支払っており、かつ、契約解除時における未経過期間が長い場合などは、借受人の不利益が大きい。

本条項は、民法上、原状回復を請求することができる借受人の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

イ 消費者契約法第10条後段

契約解除により被告に損害が発生する場合でも、被告は、借受人に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求によって損害の回復を図ることができる。また、レンタカーの事業について、被告と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、契約が解除された場合に未経過期間の貸渡料金の返還を全く請求できないとすることは、原状回復として既払いの貸渡料金の返還を請求することができるという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

8 規約について

(1) 借受人の損害賠償責任に関する条項

ア 条項の内容

「◎免責保障制度」の項に「※自損事故の場合は、免責補償制度ご加

入であっても車輻補償免責額の5万円は、お客様負担となります。●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走行中の飛石等によるガラスの破損。駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輻・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輻に損傷が発生した場合」、「◎休業補償」の項に「※貸渡中の車輻管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輻修理代等はおお客様にご負担いただきます」、「◎ご出発前に」の項に「出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます」との各条項がある。

イ 消費者契約法第10条に該当すること

(ア) 消費者契約法第10条前段

民法上、故意又は過失がなければ、借受人は、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わない(民法第415条,第709条)。

しかし、本条項では、走行中の飛石によるガラスの破損や当て逃げなど不可抗力や無過失の場合であっても、借受人の故意や管理方法などの過失を問うことなく、責任を負わせる規定となっており、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものである。タイヤのパンクについても、経年劣化など借受人に責任がない場合もあるが、すべて借受人の責任としている。

本条項は、借受人に無過失責任を負わせて義務を加重するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

(イ) 消費者契約法第10条後段

走行中の飛石によるガラスの破損や当て逃げ、経年劣化によるタイヤのパンクなど、明らかに借受人に故意や過失がない場合にも損害賠償義務を負わせており、借受人に不当に不利である。また、レンタカーの事業について、事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、借受人に故意や過失がな

い場合にも損害賠償責任を負わせるとすることは、故意又は過失がなければ債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

(ウ) 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

(2) 事業者の損害賠償責任に関する条項

ア 条項の内容

「◎ご出発前に」の項に「当社は車輛整備には万全を期しておりますが、車輛整備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）などに不具合が生じる場合があります。その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください」との条項がある。

イ 消費者契約法第8条第1項第1号に該当すること

車輛整備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）を含めて貸渡契約が締結され（しかも、ナビについては、オプション装備として日額220円の別料金が生じることが明記されている。）、それらに不具合が生じた場合、被告に債務不履行に基づく損害賠償義務が生じる。しかし、この条項によると、借受人は、被告に対し、被告の債務不履行により生じた損害の賠償を請求することができない。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第8条第1項第1号に該当し、無効である。

9 消費者契約法に違反する意思表示を行っていること

(1) 被告は、現時点においても、別紙契約条項目録記載の各条項を含む約款及び規約を使用しており、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で、消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある。

(2) したがって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の要旨記載のとおり請求する。

(別紙) 契約条項目録

(レンタカー貸渡約款)

(返還責任)

第19条

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

(返還時の確認等)

第20条

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(返還場所等)

第22条

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300（不返還となった場合の措置）

(使用不能による貸渡契約の終了)

第27条

6. 借受人又は運転者は、本状に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本状に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

(賠償及び営業補償)

- 第28条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

(貸渡契約の解除)

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡約款を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を貸渡料金に返還しないものとします。

(同意書 レンタル規約)

◎免責保障制度

※自損事故の場合は、免責補償制度ご加入であっても車輻補償免責額の5万円は、お客様負担となります。

●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走行中の飛石等によるガラスの破損。

駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輻・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。

道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輻に損傷が発生した場合。

◎休業補償

※貸渡中の車輻管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輻修理代等はお客様にご負担いただきます。

◎ご出発前に

トラブル防止のため、ご出発前には必ず当社スタッフと車輻のキズ確認及び車輻の操作方法等を確認してください。

当社は車輻整備には万全を期しておりますが、車輻装備品（ラジオ・C

D・ナビ・ETC)などに不具合が生じる場合があります。

その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください。

ご出発後の車輛の故障等につきましては、貸渡約款第6章、第27条を準用するものとします。

出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理させていただきます。

以上



郵便物等配達証明書

| | | |
|---------------------------------------|----------------------------|---|
| 受取人の氏名 | 林石油株式会社 代表取締役 杉澤 謙次郎 | 様 |
| お問い合わせ番号 | 133-03- | 号 54854-3 |
| 上記の郵便物等は、31年 2月 1日に配達しましたので、これを証明します。 | | |
| 日本郵便株式会社 山鼻郵便局 | | <p>付 日 山 鼻 印 31.2.1 12-18</p> |